

【3次募集】省エネ改修に補助金が支給されます！（個人向け）

紋別市では、省エネルギー化及び低炭素化を推進し、安全、安心で快適な住環境の整備促進するため、改修工事費用の一部を補助します。

募集期間

令和6年10月1日（火）～ 令和6年12月27日（金）

建設部都市建築課住宅政策担当 必着

※原則、令和7年1月末までに完了報告書等を提出すること

※申込が予算額に達した場合、抽選を行います。

補助金額



省エネルギー改修工事

対象経費の1/2

上限額50万円

窓の交換・設置

玄関ドアの交換・設置

断熱材の交換・設置

高効率設備の導入



子育て加算

上限額30万円

エアコン交換・設置加算

対象工事の1/2

上限額20万円

対象者

- 紋別市民、または転入予定者
- 紋別市内に存する住宅（空き家を含む。）を所有し、居住している者及び居住予定の者（実績報告前に、住所変更をしてください）
- 補助対象建築物に3年以上居住すること
- 市税等を滞納していないこと
- 市条例に規定する暴力団員ではないこと

対象物件

- 建設時期は、原則昭和56年6月1日以降
- 居住の用に供する部分又は家屋を補助対象とする（省エネ改修に限る）
- 建築確認済証の交付を受けていること
※本市の取得・改修補助金と併用可
- 経済産業省及び環境省で実施しているZEH支援事業における補助の豊富及び予定がされていないこと
- 同一住宅への補助は各1回限り**

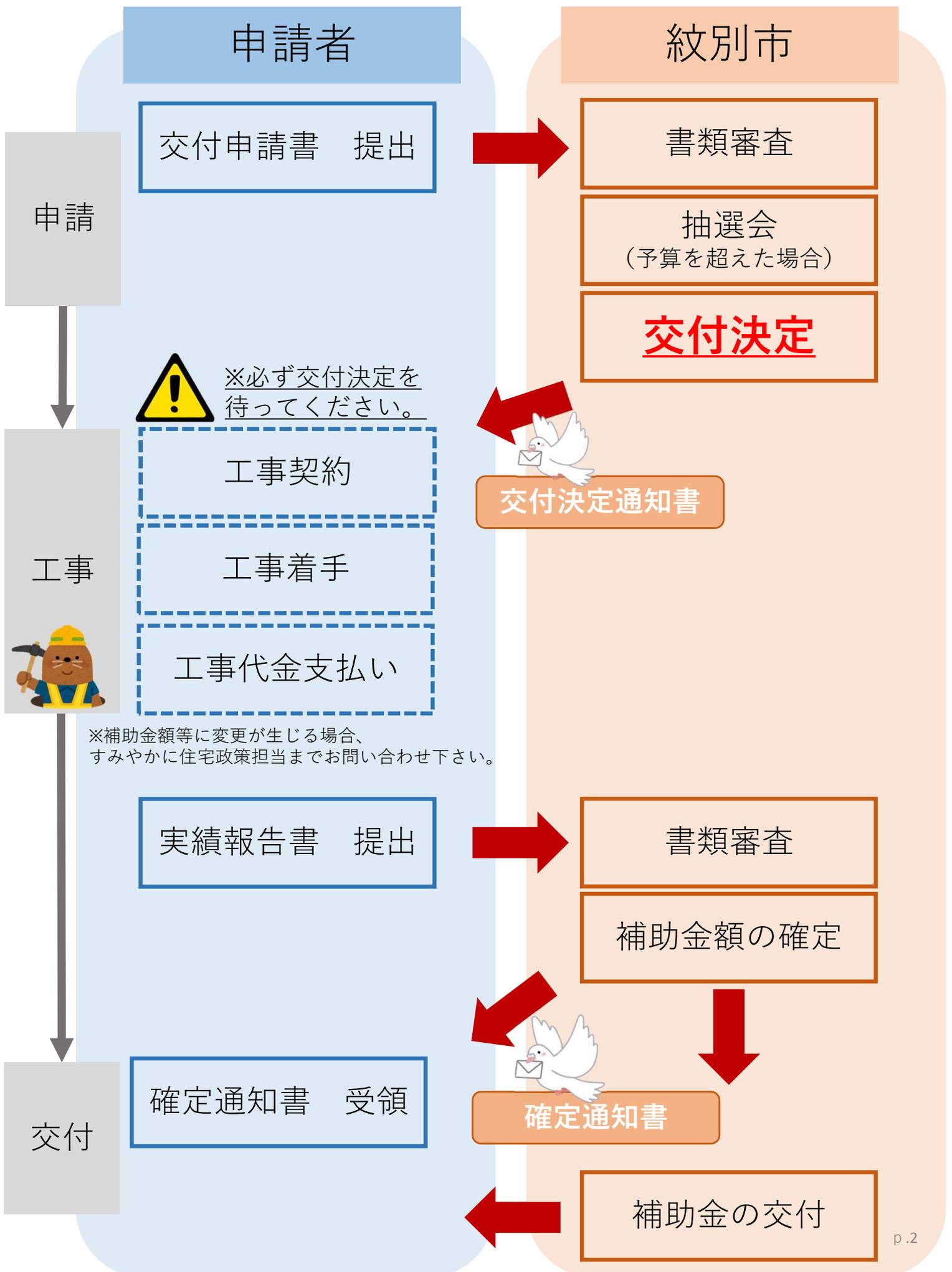
※改修工事を施工する者は、市内建設業者が施工するもので、かつ全てを他に委託しないもの
ただし住宅の所有者等が直営で施工するものは、補助の対象としない

紋別市 建設部 都市建築課 住宅政策担当

〒094-8707 紋別市幸町2丁目1番18号

TEL0158-24-2111（内線342） Fax0158-23-1019

申し込みから補助金交付までの流れ



交付申請

※事前に用意できる方は、枠部分の書類を持って来てください。

- 交付申請書（別記様式第1号）

～添付書類～

- 改修工事等の見積書
品番、規格、数量等の記載があり、工事種別に適合する資材、及び
施工内容であることが確認できるもの。（カタログ等あれば尚良し）

- 事業計画書（別記様式2号）

～添付書類～

- 住宅の権利関係を明らかにする書類（法務局で登記事項証明書等）
- 世帯全員の住民票（市民課で世帯主、続柄、本籍記載有）
- 納税証明書（税務課で世帯全員分）
- 建築確認済証（手元にない方は都市建築課にお問い合わせください）
- 位置図、配置図、平面図、詳細図等改修内容の説明図及び現況写真
（改修工事前の外観・対象部位等）※完了の際同じ角度で撮影
- 機能向上を図ることが比較できるもの

変更申請

- 補助金交付変更承認申請書（別記様式5号）

～添付書類～

- 事業計画書（別記様式第2号）
※対象経費の変更がある場合、変更内容が分かる資料を添付（増額不可）

実績報告

- 補助事業実績報告書（別記様式第9号）

～添付書類～

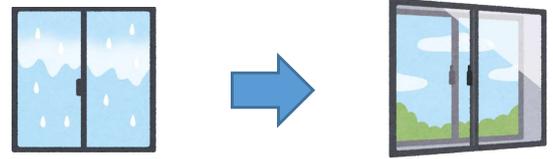
- 工事請負契約書の写し（工事着手や完了日、工事費等が記載されているもの）
- 改修工事等の支払いが確認できる書類（領収書、振込依頼書等の写し）
- 改修工事中、完了施工写真（施工前と同じ角度で撮影して下さい）
- 出荷証明書（指名が記載されているもの。例：〇〇様邸）
- 契約書、領収書等の金額が申請時と異なる場合は、その内容が分かるもの（変更見積書や最終見積書）
- 登記簿、住民票（交付申請時に所有、居住が申請者でない場合）

取下・廃止の届出

- 補助事業取下届出書（別記様式第7号）

(1) 窓の交換・設置

- ア 複層ガラスに交換するもので熱貫流率が $2.33 \text{ w}/(\text{m}^2 \cdot \text{k})$ 以下の製品へ交換
- イ 外窓を交換するもので熱貫流率が $2.33 \text{ w}/(\text{m}^2 \cdot \text{k})$ 以下の製品へ交換
- ウ 内窓を交換するもの又は新たに内窓を設置するもので熱貫流率が $2.33 \text{ w}/(\text{m}^2 \cdot \text{k})$ 以下の製品への交換・設置



(2) 断熱材の交換・設置

断熱材を交換するもの又は新たに断熱材を設置するもの。対象となる断熱材の性能及び部位ごとの最低使用量

- 熱伝導率 $0.052 \sim 0.035 \text{ w}/(\text{m}^2 \cdot \text{k})$ の断熱材
・外壁 3.0 m^3 屋根・天井 3.0 m^3 床 1.5 m^3
- 熱伝導率 $0.034 \text{ w}/(\text{m}^2 \cdot \text{k})$ 以下の断熱材
・外壁 2.0 m^3 屋根・天井 1.8 m^3 床 1.0 m^3

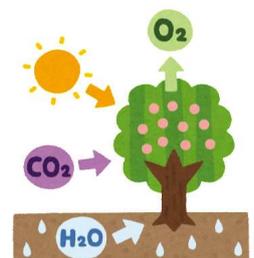
(3) 玄関ドアの交換・設置

玄関ドアを交換するもので、屋外に面する部分に熱貫流率が $2.33 \text{ w}/(\text{m}^2 \cdot \text{k})$ 以下の製品への交換・設置



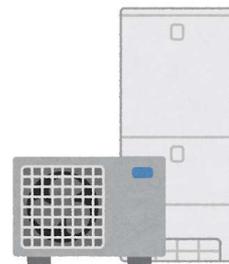
(4) 高効率設備の導入

- ア 高断熱浴槽
浴槽を交換するもので、JIS A5532：2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の断熱性能を有する製品
- イ 節水型トイレ
便器を交換するものでJIS A5207に規定する「Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有する便器
- ウ 節湯水洗
水栓を交換するものでJIS B2061：2017に規定する「節湯型」の水栓と同等以上の性能を有する製品への交換（工事を伴うもの。）
- エ 電気ヒートポンプ（エコキュート）
JIS C9220：2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること。
（子育てエコホーム支援事業等において補助対象となる機種）



オ 潜熱回収型ガス給湯機（エコジョーズ）

給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること。



（子育てエコホーム支援事業等において補助対象となる機種）

カ 潜熱回収型石油給湯機（エコフィール）

油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること。

石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること。

石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。

（子育てエコホーム支援事業等において補助対象となる機種）

キ ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機（ハイブリッド給湯機）

熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKASA705）が102%以上であること。

（子育てエコホーム支援事業等において補助対象となる機種）

ク 燃料電池システム

燃料発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）

ケ コージェネレーション設備

○燃料電池発電ユニット

燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。（燃料電池発電ユニットの後付けも可）

○ガスエンジン給湯機

ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準(JIS B8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV基準で80%以上)であること。

コ 省エネ照明の設置等

LED照明器具の設置又は更新するもの（工事を伴うもの。）

エアコン交換・設置加算について

ア エアコン交換・設置加算の対象は、エアコン本体及びこれにかかる取付工事一式。

イ エアコン交換・設置の対象は、合計40万円以上（税抜）の「窓の交換・設置」及び「断熱材の交換・設置」の工事を実施することを**必須**とする。

ウ 空気清浄機能・換気機能付きで、国などの試験機関等で効果が確認されたもの。



Q1. 店舗兼住宅や長屋、寮や社宅は対象になりますか？

A1. 登記簿に記載されている建物の種類が「**居宅**」部分のみが対象となります。共用部分や賃貸部分は対象外となります。**所有かつ居住が条件**となりますので寮や社宅は対象外です。

Q2. 空き住宅を購入する予定だが、市の取得の補助金と同時に省エネ改修補助と併用して申請したい。申請時に登記簿の名義が空き家の所有者になっているため、「所有」の条件をクリアできていないが対象となるのか。

A2. 同時に申請する際は、取得見積書及び工事見積書を添付してください。
省エネ改修補助の実績報告の際は登記簿が申請者名義に変更されていることが条件となります。

Q3. 父、又は母が所有権を有している住宅で、所有権を有している方が既に亡くなりかつ、所有権移転登記を行っていない場合、その父、又は母が居住している住宅は補助対象になりますか。

A3. 申請時点で建物の相続登記（所有権移転登記）の手続きが完了していない場合は、対象となりません。



Q4. 国の他の補助金等と併用することはできますか。

A4. 今年度に国土交通省で行っている子育てエコホーム支援事業及び紋別市で空家対策として行っている、取得・改修の補助金と併用することができます。
ただし、経済産業省と環境省で行っている『ZEH補助』との併用はできません。

Q5. 補助対象となる工事部分以外において、既に工事に着手している場合、補助対象になりますか。

A5. 申請時点で、対象となる部分の工事請負契約書の締結や対象工事部分で関与する工事等が行われている場合は対象外です。
ただし、明確に契約書の締結や対象工事部分が分かれている場合は、対象になる場合もありますので、ご相談ください。

Q6. 複数の業者に工事を依頼する予定ですが、補助申請は可能でしょうか。

A6. 申請は可能です。申請時に複数業者の各見積書を提出して下さい。
ただし、申請・変更・完了等各種手続きにおいて、必要書類等は一括で提出していただくため、申請者と施工業者間で打ち合わせをお願いします。

Q7. 建物所有者が妻、工事の支払いが父の場合、申請は可能か。

A7. 建物所有者が「妻」であれば、工事請負契約者、工事代金の支払者（領収書等）これらがすべて同一人物であることが条件になります支払者も「妻」でなければいけません。
申請者、建物所有者、納税者、工事請負契約者、工事代金の支払者（領収書等）これらがすべて同一人物であることが条件になります。

Q8. 申請後対象工事が増えました。補助金の額の変更（増額）をしたい。

A8. 補助金の増額をすることはできません。

Q9. 提出した見積書や契約書から工事代金に変更になった場合、どのような書類が必要ですか。

A9. 補助金に変更が生じる場合（減額に限る）は、すみやかに変更申請書と変更内容が分かる書類（変更見積書、図面等）を添付し、変更申請を行ってください。



Q10. 工事代金をクレジットカードで支払ったのですが、領収書がありません。

Q10. クレジットカードで支払った場合、実績報告書に各種証拠書類の提出が必要です。各種証拠書類として、クレジットカード利用証明書、クレジットカード会社から発行される請求内訳書、購入者がクレジットカード会社に支払ったことを確認できる書類（通帳のコピー等）

リボ払いや分割払いなどで、補助対象工事に関わる支払いの完了ができない場合は、補助金を交付することができませんので、ご注意ください。



Q11. 工事や申請手続きなどを行う業者を紹介してください。

Q11. 市では、施工業者の紹介等はしていません。

Q12. 施工業者から聞いた補助金と市から通知された交付決定通知書の金額が違うのはなぜですか。

A12. 市では、提出された書類（見積書）を基に補助金額を算定しております。提出された書類（見積書）に、補助対象とならない工事が含まれている場合があります。

※また、補助金額における施工業者とのトラブルについて、市は関与できません。

当事者間で解決するようにしてください。

Q13. 昭和56年4月1日に建築された住宅は対象外ですか。

Q13. はい、昭和56年6月1日以降に建築された住宅が対象になります。

ただし、昭和56年5月31日以前に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合することを証明できるもの（耐震等級に係る評価が等級1等級2又は等級3であること）を提出した場合は対象になります。

